

介護保険負担限度額認定 申請時の提出書類

- ★A、Bは全員、Cは該当者のみ提出となります。
- ★申請書の記入漏れや添付書類不足の場合は、申請を受付できませんのでご注意ください。

A.申請書（表と裏の両面に記入が必要です）（全員提出）

※個人番号は未記入でも受付いたします。個人番号の記入がある場合はマイナンバーカードのコピーが必要です。
※不明な部分は未記入とはせず、記入例をご確認いただくか、市役所高齢介護課までお問い合わせください。

B.通帳等のコピー①と②（本人と配偶者とも、お持ちの口座すべての通帳のコピーが必要です。）（全員提出）

- ※**コピー前に記帳して最新の状態にしてください。**（取引がない場合も必ず記帳をお願いいたします）
 ※コピーに記帳日を明記してください。（「令和●年●月●日 記帳」等と手書きで記載する）
 ※生活保護受給者の方は提出不要です。

① 銀行・口座名義人のわかる部分

※1 ページ目など、金融機関名と誰の口座が確認できる部分



通常 1 ページ目に金融機関名・口座名義人の名前が記載されていることが多いです。

誰の・どの通帳のコピーであるかを確認するために必要です。

下記②とともに添付ください。

② 申請日～2 か月前までの残高部分（**定期預金**がある場合はその通帳ページや証書のコピーも必要です）

[illegible]

申請日から2か月以前の日付から、申請日までの履歴がわかるようにコピーをお願いします。

「令和●年●月●日 記帳」といったような形で
記帳日を手書きでコピーに明記してください。

※記帳は申請日当日が望ましいです。長期間取引がない場合
でも近日中に記帳をお願いします。

裏面に続きます

裏面

C.その他資産に係る書類（該当者のみ）

- ・金融機関等への出資額が分かる明細書（配当金通知書、出資残高証明書など）の写し
- ・有価証券、投資信託等の口座残高や証書の写し
- ・借用証書

※「直近で通帳からの引き出しがあるにも関わらず、申請書の現金資産の金額欄が0円」などの場合は、引き出したお金の使用用途がわかる書類（領収書・振込書等）の提出を依頼することがあります。